

T T S 労働者の労働条件改善を！

定着率が悪いのは、仕事がきつい割に労働条件が余りに劣悪だからだ！

T T S で働く労働者のみなさん。パートはじめ非正規で働く皆さん。動労連帯は、規約を改正して T T S で働く非正規も含めたすべての労働者が参加できる組合に変えました。非正規含めた T T S 労働者の労働条件改善のために活動しますので、ぜひ、お困りのことなどありましたら声をかけてください。

動労連帯は、T T S との団交でパートの労働条件もとります。

■時間外労働は 36 協定なしには強制できません！

労働基準法（労基法：ろうきほう。労働者を働ける場合の最低限の基準を定めた法律。守らないと懲役や罰金など刑罰を科せられます）は、休日や（一日 8 時間の法定労働時間を超えた）時間外労働をさせるには、36 協定（さぶろく協定。労働基準法 36 条に定める協定のこと）を結ばなければなりません。（右、囲み）

ところが、千葉鉄道サービス（CTS）では、動労千葉が過半数を組織しているにも関わらず、動労千葉からの時間外労働に関する団体交渉を拒否し、36 協定を結ばないまま時間外労働を強制しています。明白な労働基準法違反であり CTS は違法企業です。同じようなことは千葉にとどまらず T T S でもあります。そもそも労働者に「36 協定」の存在も知らせることなく時間外が強制されています。

■清掃の作業衣や道具をまともなものに変えろ！

「清掃」という大事な仕事を差別扱いしてませんか？作業服や手袋、靴、道具の支給もおざなりです。交通費も支給しません。こうやって浮か

した人件費を「JR 天下り」が懐に入れている状況です。

■T T S べったりの作業責任者だけが「7 徹/月」で甘い汁

JR から出向の作業者が「11 徹/月」やっているのに、T T S の作業責任者は「7 徹/月」しかやらないのは何故ですか？その理由を明らかにするべきです。

T T S のご機嫌とりだけが優遇されるのは不当な差別です。

JR 出身の高齢者はパートにして低賃金で働かせ、失業者の多い状況を利用して「嫌ならやめろ」と不利益を強制する状況があります。卑劣なやり方です。

パートから契約（甲乙）へ変るときの基準が何なのか不透明です。基準は誰でも納得できるように公表するべきです。

パート含めて団結して T T S と交渉しないと、T T S の定着率最悪、すなわち労働条件最悪の職場は改善できません。ともに闘いましょう。

◎労働基準法 36 条（時間外及び休日の労働）

使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定（時間外労働及び休日労働に関する協定、いわゆる「36 協定」）をし、これを労働基準監督署長に届け出た場合は、労働時間（1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させてはならない）又は休日（1 週少なくとも 1 日、又は 4 週 4 日以上以上の休日を与えなければならない）に関する規定にかかわらず、協定で定めるところによって労働時間を延長し休日に労働させることができる。

1 月 21 日
No108

国鉄高崎動力車連帯労働組合

（連絡先：srkc.jp@yahoo.co.jp 048-722-7107fax 共）